

各都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル法御担当課（室）御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

エアバッグ類のインターネットオークション流通問題への対応について

日ごろから、自動車リサイクル法の円滑な施行については、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さてエアバッグ類は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「法」という。）において、指定回収物品とされており、同法第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、解体業者によって取り外し回収され自動車製造業者等に引き渡されるか、自動車製造業者等の処理行為として車上作動処理されているところです。

しかし、使用済自動車のエアバッグ類が、中古車からの回収と称してインターネットオークション等において流通されている事例が散見されております。

また、こうした違反行為のほか、自動車出荷時情報と、引取業者が使用済自動車の引取時に確認した装備情報が乖離している事例や、出荷時情報でエアバッグ類の「装備あり」の自動車が、引取時に「装備なし」と報告されている事例が散見されており、これらは事故などの原因を除き、エアバッグ類の転売などの不適正処理が原因となっているおそれがあります。

加えて、本件は、平成 2 2 年 1 月に取りまとめられた「産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議報告書」においても指摘を受けております。

以上の状況にかんがみ、各自治体におきましては、下記のとおり、該当する者に対しては、立入検査や法第 1 3 0 条第 2 項の規定に基づく報告徴収などによる実態把握を行うとともに、必要に応じて法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 3 項の規定に基づく命令を行う等、厳正に対処いただきますようお願いいたします。

記

1. 自動車からエアバッグ類等の部品をインターネットオークションにおいて流通させる等、販売目的で取り外した場合（以下、「当該行為」という。）当該行為は、使用済自動車（ ）の解体と解釈されること。

使用済自動車とは、自動車のうちその使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したものをいう（法第 2 条第 2 項）。

- 2 . 当該行為を業として行っている者（以下、「当該者」という。）は、法第16条第3項の義務違反に当たることから、各自治体において当該者に対し早急に改善するよう適切に指導されたいこと。また、当該者に対し、必要に応じて法第20条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、これに従わない場合には同条第3項の規定に基づく命令を行う等、厳正に対処されたいこと。このほか、立入検査等により当該行為を行っている事実が判明した場合についても、各自治体において同様に対処されたいこと。
- 3 . 立入検査等を実施した際、管理台帳の不備等によりエアバッグ類の処理状況等の確認ができない場合には、法第130条第2項の規定に基づき、各自治体から財団法人自動車リサイクル促進センターに報告徴収を行うことでその実態を把握されたいこと。
- 4 . このほか、自動車出荷時情報と、引取業者が使用済自動車の引取時に確認した装備情報の乖離状況(例えば、今年度上半期中における移動報告実績の状況)について、法第130条第2項の規定に基づき、各自治体から財団法人自動車リサイクル促進センターに報告徴収を行うことで、その状況を把握するとともに、乖離状況の大きい事業者に対しては立入検査を行う等、その実態を把握されたいこと。

【問い合わせ先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 担当：三輪、小林
TEL:03-3581-3351（内線6828）
E-mail：MASANARI_MIWA@env.go.jp